

配布期間

令和6年8月2日（金）から
同年8月13日（火）まで

業務用自動車賃貸借契約に係る入札説明書

（内訳）

入札説明書

- 別紙1 仕様書
- 別紙2 契約書（案）
- 別紙3 入札保証金について
- 別紙4 入札書及び委任状について
- 別紙5 質疑書

〒906-0012
沖縄県宮古島市平良字西里1125
沖縄県宮古農林水産振興センター
センタースタッフ
担当：宮國 正
[TEL:0980-72-2552](tel:0980-72-2552)
FAX:0980-72-1313
E-mail: miyagutd@pref.okinawa.lg.jp

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

業務用自動車賃貸借契約

(2) 賃借する物品の名称及び数量

別紙1「仕様書」のとおり

(3) 賃借物品の規格及び納入条件

別紙1「仕様書」のとおり

(4) 賃貸借契約予定期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日

(5) 納品場所

別紙1「仕様書」のとおり

(6) 入札書に記載する事項

①入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額とする。

②入札金額は、5カ年間（60か月分）のリース料総額とする。また、内訳には月額及び年額（12か月分）のリース料を記入すること。

③入札書において、規格の欄には今回納入可能な車種を記入すること。

(7) 落札金額

入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 本件入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 営業年数が令和6年8月1日現在において、2年以上であること。

イ 宮古島市内に本社、支社、支店、営業所等を有すること。

ウ 法人においては、資本金が100万円以上であること。

エ 車両の賃貸借に関して、直近2事業年度以内に営業実績を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者は、本件に係る入札に参加することができない。

3 契約条項

別紙2「契約書（案）」のとおり

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時：令和6年8月14日（水曜日）午後2時開始
- (2) 場所：沖縄県宮古合同庁舎2階（円卓会議室）

5 入札保証金に関する事項

別紙3「入札保証金について」による。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 談合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

7 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 言語：日本語
- (2) 通貨：日本国通貨

8 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。なお、入札回数は2回（1度目の入札を含む。）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約ができるものとする。

9 入札執行人及び立会人

沖縄県農林水産部宮古農林水産振興センター職員

10 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 101 条第 1 項の規定により、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

- (1) 落札者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

11 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 名称：沖縄県農林水産部宮古農林水産振興センター
- (2) 所在地：〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里 1125

12 その他

- (1) 入札説明会は実施しない。
- (2) 最低制限価格は設定しない。
- (3) 当入札による契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約を解除する。

13 本案件に関する質疑について

質疑については、別紙 5 「質疑書」に質疑事項を記載の上、次のとおり提出することとする。質疑事項がなければ、提出は不要とする。

- (1) 提出期間：令和 6 年 8 月 2 日（金曜日）から同年 8 月 9 日（金曜日）の午前 9 時から午後 5 時までの間（土日、祝祭日を除く。）
- (2) 提出場所：沖縄県農林水産部宮古農林水産振興センター 2 階
〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里 1125
電話番号：0980-72-2552 FAX：0980-72-1313
E メール：miyagutd@pref.okinawa.lg.jp

(3) 提出方法

質疑書の提出方法は、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる。提出期限を過ぎた質疑は受け付けない。なお、提出された書類は返却しない。

(4) 回答方法

令和6年8月2日（金曜日）から同年8月9日（金曜日）午後5時までの間、沖縄県農林水産部宮古農林水産振興センターホームページで公表する。ただし、質疑がない場合は公表しない。